



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

(日本語訳)

ファイナンス式セール・アンド・リースバックにおける 賃借側資産売却行為の関連税収問題に関する公告

国家税務総局

2010 年第13 号

2010 年9 月8 日公布 2010 年10 月1 日施行

ファイナンス式セール・アンド・リースバックにおける賃借側の資産売却行為の関連税務問題について、次の通り公告する。

ファイナンス式セール・アンド・リースバック業務とは、賃借側がファイナンスを以って目的とし、認可を経てファイナンスリース業務に従事する企業に対し、資産を売却した後、さらに当該資産を当該ファイナンスリース企業からリースバックする行為を指す。ファイナンス式セール・アンド・リースバックにおいて、賃借側が資産を売却する際、資産の所有権および資産の所有権と関係するすべての報酬およびリスクは完全には移転しない。

一．増値税及び営業税

現行の増値税及び営業税の関連規定にもとづき、ファイナンス式セール・アンド・リースバックにおける賃借側の資産売却行為は、増値税および営業税の課税範囲には属さず、増値税および営業税は徴収しない。

二．企業所得税

現行の企業所得税法および収入確定に関する規定にもとづき、ファイナンス式セール・アンド・リースバックにおける賃借者の資産売却行為は、販売収入として確認せず、ファイナンスリースに対する資産は、従来どおり賃借者の売却前の原帳簿価格にもとづいて課税ベースを計算し、減価償却を計上する。リース期間中に賃借者が支払うリース利息に属する部分は、企業の財務費用として税引き前控除する。

本公告は2010年10月1日より施行する。これ以前の本公告規定と一致しないことによる徴税済税金は、これを還付する。

以上